

インフォメーション

令和8年6月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

消費税 インボイス制度に関する令和8年度改正 2割特例は個人事業者のみ 3割特例に

令和5年10月1日から始まった消費税のインボイス制度ですが、令和8年度税制改正でこのインボイス制度に関する改正がありました。

【1】小規模事業者向けの経過措置である「2割特例」、【2】免税事業者からの課税仕入れに係る仕入れ税額控除、【3】簡易課税制度への円滑な移行等が見直しされます。

【1】小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）の新設

インボイス制度の導入を機に、免税事業者から課税事業者になった小規模事業者の負担を軽減するための特例「2割特例」は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了となり、負担緩和策として新たに「3割特例」が新設されました。

「3割特例」とは、**一定の個人事業者**である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告について、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、**納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割**とすることができる制度です。

適用を受けるための主な要件は以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① インボイス発行事業者の登録を受けている個人事業者である
- ② 1月1日の時点で恒久的施設を有しない国外事業者ではない
- ③ 基準期間（2年前）及び特定期間（前年1月～6月）の課税売上高が1,000万円以下である
- ④ 届出により課税期間を短縮していない
- ⑤ 相続により課税事業者となる課税期間でない
- ⑥ 高額な資産を仕入れたことにより、課税事業者となる年でない

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
個人事業者				2割特例	3割特例	3割特例
法人（例 12月決算）				2割特例	3割特例適用不可 （原則課税or簡易課税）	3割特例適用不可 （原則課税or簡易課税）

※法人については、従来どおり、令和8年9月30日を含む事業年度まで適用される2割特例をもって終了となります。

【2】適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されます。

令和5年10月1日 インボイス制度の開始	令和8年 10月1日	令和10年 10月1日	令和12年 10月1日	令和13年 10月1日
	3年	2年	2年	1年
	免税事業者等からの課税仕入れにつき	免税事業者等からの課税仕入れにつき	免税事業者等からの課税仕入れにつき	免税事業者等からの課税仕入れにつき
	80%控除可能	70%控除可能	50%控除可能	30%控除可能
				控除不可

【3】簡易課税制度への円滑な移行

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がありますが、**2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の申告期限までに届出書を提出**することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。